

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和八年七月十日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

第 1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書の受付

本件請求の受付日は、令和 8 年 4 月 27 日である。

3 請求の内容（請求書原文（添付資料参照）について、項目番号を付して整理した。）

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象とする財務会計行為

埼玉県議会議員美田宗亮氏（以下「対象議員」という）が、A 社との間で締結した自動車賃貸借契約に基づき、令和元年 7 月から現在に至るまで継続的に支出・受給している政務活動費（交通費としての車両リース料等）の支出。

イ 当該行為が違法・不当である理由

本件支出は、関係法令、条例および運用指針に照らし、政務活動費としての支出要件を満たしていない疑いが極めて強いものである。特に、地方自治法第 2 条第 14 項の「最少の経費で最大の効果」に反し、適正な財務会計行為とは認め難い。

なお、本件の問題は契約の形式的成立の有無ではなく、当該契約に基づく支出が政務活動費として実質的に適合するかという点にある。以下、その理由を述べる。

(ア) 契約の実在性・経済的合理性に関する疑義

本件契約の貸主である A 社について、スズキ車の販売元である B 社は、「A 社様ではリース等の取扱いはされていない」旨を明言している（甲第 1 号証）。

また、A 社の登記事項証明書においても、一般的な車両リース業務に関する事業目的の記載は確認できない（甲第 2 号証）。

もっとも、登記事項に当該業務の記載がないことのみをもって直ちに当該契約の適否が左右されるものではないが、本件においては、上記販売元の説明と併せて考慮すると、当該業務に関する実態および専門性の裏付けが十分に確認できない状況にある。

本件において問題とするのは業法上の適法性ではなく、当該契約が

通常の市場取引として経済合理性を有するか否かである。リース業務を業として行わない事業者を貸主とし、一般的・経済的ルートを経ない契約である点に照らすと、本件契約は一般的な車両リース契約と比較して、その実在性および経済的合理性について重大な疑義がある。

(イ) 支出額の定額固定化による「実費原則」の逸脱

令和元年7月の旧契約（初代ハスラー：甲第3号証）と令和4年7月の新契約（後継ハスラー：甲第4号証）において、車両価格や市場価値が変動しているにもかかわらず、リース料はいずれも「月額66,000円」に固定されている。

このような事実は、実態に即したリース料の算定が全くなされておらず、A社への固定額支払そのものが目的化している疑いがある。政務活動費は公金であり、私的契約における自由な価格設定とは異なり、その支出額は客観的合理性および実費弁償の原則に適合することが求められる。このような定額固定の支出は、実際の経済的価値や利用実態を反映しているとは考え難く、制度趣旨と整合しない。

(ウ) 支出証拠の整合性に関する問題

対象議員の提出資料（甲第3号証から甲第5号証）において、同一期間内に「ハスラー」と「ワゴンR」という異なる車両名が記載されるなど、契約対象車両の特定に関して不整合が認められる。支出の適正性を判断する前提として、対象となる財務会計行為の特定が明確である必要があるところ、本件では契約書および証拠資料の信頼性に重大な疑念がある。

これらが単なる誤記であるとしても、支出対象の特定に関わる重要事項であり、その累積は支出の信頼性に影響を及ぼすものである。

(エ) 資産形成につながる支出構造

本件契約には、一般的な車両リース契約で当然になされるべき「残価設定（契約終了時の車両価値を差し引く算出）」が一切存在しない。その結果、3年間のリース料総額（約237万円）は、当該車両の新車価格（約104万～174万円：甲第6号証）を超過する、いわゆる「フルペイアウト」方式の支出構造となっている。これは、リースの名を冠した公金による車両購入ローンの肩代わり、割賦販売に近い経済的実態を有するものと考えられ、実質的に資産取得に近い経済的効果を有するものと考えられる。

なお、フルペイアウト型の契約形式それ自体の適否を問題とするも

のではないが、本件のように公金支出の結果として資産取得に近い経済的効果を生じさせる場合には問題がある。

このような支出は、資産形成につながるおそれがあり、資産形成的支出を否定した前掲のさいたま地裁平成 29 年判決の趣旨に照らしても、重大な疑義を生じさせる。

(オ) 按分率「80%固定」の妥当性

対象議員は、車両の変更や活動実態の変動にかかわらず、長期間にわたり政務活動費への計上割合を 80%（甲第 3 号証から甲第 5 号証）としているが、その具体的根拠は明らかでない。

前掲のさいたま地裁平成 29 年判決は、「客観的根拠に基づかない定率の按分」を厳しく否定し、実態を反映しない支出は認められない旨を判示している。

本来、月々の政務活動の内容や範囲、走行距離は、時期や情勢により変動するのが当然であり、それに応じて按分率も毎月算出・変動するのが自然である。対象議員が令和 5 年 4 月の選挙月においてのみ、按分率を「2 / 3」へと変更している事実は、活動実態に応じて按分率の変動し得るものであることを自ら認識している疑いを強くさせるものである。

政務活動費は、実際の政務活動内容に応じて適切に按分されるべきものであり、客観的資料に基づく説明が十分に尽くされているとは言えない。

なお、内部規定の存在は個別支出の適法性を当然に担保するものではなく、具体的支出については客観的資料に基づく合理的説明が求められる。

(カ) 利害関係および支出の適正性に関する疑義

本件の貸主である A 社について、登記事項証明書（甲第 2 号証）を確認したところ、法人の本店所在地は（省略）であることが確認される。

さらに、同証明書上、同社代表者である C の住所についても、同一地点であることが確認される（甲第 2 号証）。

一方、対象議員の県政事務所所在地についても、同一地点（省略）であることが確認される（甲第 7 号証）。

すなわち、本件においては、法人所在地・代表者住所・議員事務所所在地の三者がすべて同一地点に所在するという客観的事実が存在す

る。

このような事情に照らすと、A社と対象議員との間に、通常の第三者間取引に求められる独立性・客観性が十分に確保されているかについて、重大な疑義がある。

公金支出においては、取引の第三者性および経済合理性がより厳格に求められるところ、本件契約が通常の市場取引として適切な条件の下で締結されたものであるかについては、特に慎重な検証を要する。

また、本件対象車両（令和元年式ハスラーおよび令和4年式ハスラー）は市場価格データによれば、現在も高い資産価値を有している（甲第8号証、甲第9号証）。

フルペイアウト方式で支払を完了させながら、この多額の資産価値が残存する車両をそのまま特定の関係者に帰属させる構造は、特定の有権者に経済的利益を与える結果となり得るものであり、公職選挙法第199条の2（寄附の禁止）および同法第221条（買収）との関係においても慎重な検討を要する問題を含み得ると考えられる。

ウ 監査の公正性確保に関する要請

本件監査にあたっては、県民の信頼確保の観点から、審査の公正性および中立性が強く求められる。

特に、代表監査委員である小笠原薫子氏および識見委員である梶田美佐子氏については、令和8年3月3日の棄却決定（監査第1004-1号）後において、被監査対象者側の議員らと同席し撮影に応じている外観事実が存在する。この事実は、本来、中立な立場で監査を統括すべき議員監査委員の公式ブログ（甲第10号証：2026年3月5日付投稿）において、当時の交流の様子として写真と共に公開されたものである。

棄却決定から結果通知の送付（3月9日）までのこの期間において、識見委員が除斥対象であった被監査対象者側の関係者とこのような接触をしていることは、県民の視点から監査の公平性に疑念を生じさせる可能性がある。

このような事情に照らし、外観的公正性を確保する観点から、当該監査委員による審査関与の回避を含めた適切な対応が図られるよう要請する。

4 どのような措置を請求するのか

（1）埼玉県知事に対し、対象議員が以下の各契約に基づき令和元年7月か

ら現在まで継続的に受給した政務活動費について、適法性および相当性を再検証し、不適切と認められる部分については返還を求めるなど必要な措置を講ずるよう勧告すること。

ア 令和元年 7 月に締結された自動車賃貸借契約（初代ハスラーに係るもの）

イ 令和 4 年 7 月に締結された自動車賃貸借契約（後継ハスラーに係るもの）

（2）前記各契約に関連する支出について、必要に応じて、支出先である A 社に対する返還請求の可否を含め、県の損害回復のための適切な対応を検討するよう勧告すること。

（3）今後、同様の支出が行われないよう、制度運用の見直しおよび再発防止策の検討を行うよう勧告すること。

（4）本件に関して、関係法令との関係において検討を要する事項が認められる場合には、関係機関への情報提供を含めた適切な対応について検討するよう求めること。

第 2 監査委員の除斥

本件請求については、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 199 条の 2 に定める直接の利害関係者に当たるため、除斥とした。

なお、請求人は、上記以外の監査委員 2 名について、過去の住民監査請求の被監査対象側の議員らと同席し撮影に応じていることなどから、審査関与の回避を含めた適切な対応が図られるよう要請している。

しかし、当該監査委員は本件監査請求について自治法第 199 条の 2 に定める直接の利害関係者ではなく、除斥とならない。

除斥とならない以上、監査委員として本件監査請求に基づく監査を行う義務があるといえるため、監査を行うこととした。

第 3 請求の要件審査

監査委員の合議により、次のとおり決定した。

- 1 本件請求のうち、知事が令和元年度から令和 5 年度までに埼玉県議会自由民主党議員団（以下「自民党議員団」という。）に交付した政務活動費については、公金の支出から 1 年以上経過しているため、自治法第 242 条第 2 項により監査を実施しない。

- 2 昭和 62 年 2 月 20 日の最高裁判所の判決では、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である」とされており、本件請求のうち、知事が令和 6 年度に自民党議員団に交付した政務活動費については、同一請求人が令和 8 年 1 月 14 日に措置請求し監査を実施したため、監査を実施しない。
- 3 本件請求のうち、知事が令和 7 年度に自民党議員団に交付した政務活動費については、公金を支出した事実を証する書面の添付がなかったため、令和 8 年 5 月 22 日に監査委員が請求人に補正を求め、同年 6 月 5 日に請求人により補正書が提出されたため、自治法第 242 条第 1 項の要件を備えているものと認めた。また、補正に要した 5 月 22 日から 6 月 5 日までの 14 日を監査期間から除くこととした。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

令和 7 年度の県の政務活動費に係る支出のうち、請求人が措置請求するものを監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局を監査対象機関とした。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述の要旨

令和 8 年 6 月 22 日、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人の陳述の聴取を行った。その際、請求人の希望により執行機関は立ち会っていない。陳述の要旨は次のとおりであった。

ア 令和 7 年度資料により確認される事実

令和 8 年 6 月 5 日付け補正書において提出した甲第 11 号証によれば、令和 7 年度においても、対象議員に係る自動車リース料として、月額 66,000 円の支出が継続し、そのうち 8 割に当たる 52,800 円が政務活動費に充当されている。

令和 7 年 4 月分、5 月分、6 月分はいずれも、支出額 66,000 円、政務活動費充当額 52,800 円、按分率 8 / 10 である。

また、令和 7 年 7 月・8 月・9 月分、令和 7 年 10 月・11 月・12 月分、

令和 8 年 1 月・2 月・3 月分についても、3 か月分 198,000 円、政務活動費充当額 158,400 円、按分率 8 / 10 として整理されている。

さらに、令和 7 年 7 月に車両変更があった旨の記載が確認される一方で、車両変更後も月額リース料 66,000 円及び按分率 8 / 10 が維持されている。

この点は、当初請求で指摘した、車両価格や市場価値の変動にかかわらずリース料が固定されているのではないか、また按分率が活動実態に応じて算定されているのか、という疑義を補強する事情であると考える。

イ 甲第 9 号証に基づく市場価値及び車両変更時の確認事項

甲第 9 号証は、令和 4 年式スズキ・ハスラーの中古車市場価格を整理した資料である。

同資料によれば、令和 4 年式ハスラーについては、中古車市場において一定の価格帯で取引されており、令和 7 年度時点においても、同種車両には相当程度の市場価値が残存していた可能性がある。

具体的には、甲第 9 号証では、令和 4 年式ハスラーの中古車について、平均価格が 153.2 万円、価格帯が 61.9 万円から 290 万円とされている。

また、個別掲載車両においても、100 万円台の価格で流通している車両が複数確認できる。

本件リース料は月額 66,000 円であり、3 年間では 2,376,000 円となる。

仮に、月額 66,000 円のリース料を長期間支出した後に、変更前車両に相当程度の市場価値が残存していたのであれば、その残存価値がどのように処理されたかは、政務活動費としての支出の相当性を判断する上で重要である。

したがって、令和 7 年 7 月に車両変更が行われたのであれば、変更前車両について、返却、売却、下取り、譲渡その他の処理がどのように行われたのか、また、その残存価値、下取り額、売却代金又は精算金が誰に帰属したのかを確認する必要がある。

本件で問題となるのは、車両変更そのものではなく、政務活動費による支出の結果として形成又は維持された車両価値が、誰に帰属したのかという点である。

ウ 監査において確認を求める事項

請求人は、少なくとも以下の事項について確認を求める。

(ア) 第三者性及び独立性

A社との取引について、通常の第三者間取引としての独立性及び客観性が確保されているか。

特に、同社所在地、同社代表者住所及び対象議員事務所所在地が同一地点である外形的事情を踏まえ、公金支出として慎重な確認が必要であると考ええる。

請求人は、私人間の関係そのものを問題とするものではない。

しかし、政務活動費という公金支出においては、取引相手との第三者性及び独立性が適切に確保されているかについて、通常以上に慎重な確認が必要であると考ええる。

(イ) 月額リース料の経済合理性

月額 66,000 円というリース料について、通常の市場取引として経済合理性があるか。

車両価格、市場価値、契約内容、残価設定の有無、契約終了後又は車両変更時の車両価値の処理等を踏まえ、客観的に確認される必要がある。

特に、車両変更があったにもかかわらず、車両変更後も月額 66,000 円が維持されている点について、その合理的根拠を確認する必要がある。

(ウ) 按分率 8 / 10 の客観的根拠

按分率 8 / 10 について、実際の政務活動の使用実態に即した客観的根拠があるか。

単に会派の運用や慣行に従っているというだけでは、個別支出の適正性を当然に基礎付けるものではないと考ええる。

政務活動費は公金であり、実費弁償的性格を有するものである。

したがって、按分率 8 / 10 についても、実際の政務活動への使用割合を基礎付ける資料又は合理的説明が必要であると考ええる。

(エ) 令和 7 年 7 月の車両変更時の処理

令和 7 年 7 月に車両変更があったのであれば、変更前車両の名義、返却、売却、下取り等の処理、残存価値又は精算金の有無及びその帰属、並びに変更後車両の名義及び登録関係について確認が必要である。

車両変更後も月額リース料 66,000 円及び按分率 8 / 10 が維持された合理的根拠についても確認を求める。

(オ) 車両価値又は経済的利益の帰属

本件車両リース料支出が、単なる車両使用料を超えて、特定の者に

車両価値又は経済的利益を帰属させる結果となっていないかについて確認を求める。

特に、長期間にわたり月額 66,000 円のリース料が支出され、その後
に車両変更が行われている以上、旧車両の市場価値、残存価値、下取
り額、売却代金又は精算金の有無及び帰属について確認する必要がある。

(カ) 支払実態の客観的確認

本件支出については、手書き領収書により支出証拠が作成されてい
るものがある。

請求人は、領収書の形式的存在のみを問題としているのではない。

政務活動費という公金支出である以上、領収書の存在のみではなく、
実際の資金移動、支払方法、支払時期、支払原資、受領者側の処理等
について、客観的資料に基づき確認される必要があると考える。

特に、現金授受による支払である場合、銀行振込等と比較して支払
実態の客観的確認が困難であるため、領収書の存在のみをもって支払
実態及び支出の相当性を認定することには慎重であるべきである。

エ 令和 7 年度分だけを孤立して判断すべきでないこと

令和 7 年度分を監査対象とする場合であっても、本件支出は、令和 7
年度の各支出だけを孤立して判断すべきものではない。

本件は、同一支払先、同一月額、同一按分率により継続している車両
リース契約に基づく支出の一部である。

したがって、令和 7 年度分の適否を判断するに当たっても、契約全体
の経済合理性、第三者性及び独立性、実費性、支出実態、車両価値の処
理を確認する必要がある。

単に令和 7 年度分の契約書又は領収書が存在すること、支払事実があ
ることだけで、政務活動費として適正であると判断すべきではない。

オ 県議会局への形式確認にとどまるべきでないこと

本件については、県議会局への照会又は形式的確認にとどまらず、上
記各事項について、契約資料、車両登録関係、支払方法、車両変更時の
処理、残存価値又は精算金の帰属等を含め、客観的資料に基づく実態確
認を行う必要があると考える。

契約書、領収書、収支報告書等が存在することは、あくまで確認の出
発点にすぎない。

本件で問われるべきは、当該支出が政務活動費という公金支出として、

第三者性、独立性、経済合理性、実費性、支払実態及び車両価値の帰属の観点から実質的に適正であったかという点である。

カ 過年度分及び監査対象整理についての留保

なお、請求人は、令和7年度分について監査を継続してもらうため、補正書及び追加資料を提出したが、監査事務局が示した「同一の財務会計行為」に関する整理、同一請求人による再度の請求に関する整理、並びに令和5年度以前分及び令和6年度分を監査対象外とする整理に同意するものではない。

また、令和5年度以前分について、監査事務局は、公表済みであることを理由に、県民が知り得たものと整理している。

しかし、実際の公開資料は、会派単位で大量の領収書等が画像PDFとして掲載されているものであり、個別議員、個別契約、個別費目及び個別支出を通常の県民が容易に特定し、監査請求に足りる程度に把握できる状態であったとは考えていない。

本件について請求人が具体的疑義を把握できたのは、契約書、領収書、登記、販売会社への確認等を重ねた結果であり、単に資料が公開されていたことのみをもって、具体的な監査請求が可能であったとは言えないと考える。

さらに、監査事務局の整理を前提とすれば、同一年度・同一会派に属する政務活動費について、後日、別議員、別契約、別費目又は新たな証拠に基づき具体的疑義が判明した場合であっても、同一請求人による監査請求が一律に排斥されるおそれがある。

これは、個別具体的な公金支出について住民が監査を求める制度の実効性を過度に制限するものと考ええる。

したがって、この点については、監査対象整理及び過年度分の認識可能性に関する事項として、疑義を留保する。

キ 監査手続の外観的公正性についての留保

また、請求人は、本件監査の外観的公正性の観点から、小笠原監査委員及び梶田監査委員について回避を求めている。

しかし、現時点までに、当該申立ての取扱い、判断主体、判断理由及び結論について、正式な通知又は説明を受けていない。

その一方で、監査事務局からの回答により、両監査委員が本件補正通知に係る合議に参加し、今後の監査手続にも参加することは確認した。

本件陳述では、対象議員に係る車両リース支出の実態確認を主たる目

的とするが、監査手続の外観的公正性に関わる事項として、この点については疑義を留保する。

ク 説明責任について

本件支出は、単なる会計処理上の問題にとどまるものではない。

政務活動費は公金であり、有権者から負託を受ける県議会議員が、その支出について説明責任を果たせる内容であるかという観点からも確認されるべきものである。

したがって、契約書や領収書が存在するかという形式面だけでなく、第三者性、独立性、経済合理性、実費性、支払実態及び車両価値の帰属について、客観的資料に基づいて確認される必要がある。

ケ 結論

本件については、契約書、領収書及び支払事実の存在のみをもって、政務活動費として適正であると判断すべきではない。

住民監査請求は、違法な公金支出だけでなく、不当な公金支出についても監査を求める制度である。

本件については、仮に直ちに違法とまでは評価しない場合であっても、政務活動費という公金支出として、第三者性、独立性、経済合理性、実費性、支払実態及び車両価値の帰属の観点から、不当ではないかについて実質的に確認される必要がある。

監査委員は、形式的な書類確認にとどまることなく、客観的資料に基づく実態確認を行っていただくよう求める。

(2) 議会事務局の陳述（意見書）の要旨

令和8年6月22日、自治法第242条第8項の規定に基づく議会事務局職員の陳述については、希望により行わなかった。事前に提出された意見書を請求人に交付することにより、陳述に代えた。

陳述（意見書）の要旨は、次のとおりであった。

ア 政務活動費の制度及び事務処理について

(ア) 政務活動費の制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、平成12年に政務調査費として制度化された。

平成24年9月に名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充

当できる経費の範囲を条例で定めることとなり、現在は、会派又は議員が行う調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する旨が、自治法第 100 条第 14 項に規定されている。

これに伴い、平成 25 年 3 月、従来の条例等を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」（以下「規程」という。）、「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）に改正し、平成 25 年度交付分から適用している。

（イ）政務活動費の事務処理について

政務活動費は、条例により月額 50 万円に議長に届出のあった会派の所属議員の数を乗じて得た額を、四半期ごとに会派に交付するものである。

会派の代表者は、政務活動費を充当した経費について、年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例及び規程に定める手続に従っているか、運用指針に定める政務活動費を充当する際の基本的な原則、留意事項に合致しているかを書面で審査し、十分に確認できないものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続を行っている。

イ 本住民監査請求に係る意見等について

（ア）政務活動費支出の判断について

a 監査請求の範囲について

請求人は、自動車賃貸借契約に基づき令和元年 7 月から現在に至るまでに支出された政務活動費について住民監査請求をしているが、令和 5 年度までに支出された分については、自治法第 242 条第 2 項に規定する期間を経過しているため請求することができないものとする。

b 政務活動費支出の妥当性について

条例では、政務活動費に充てることができる経費として交通費を定めており、運用指針では、交通費の主な例として自動車リース代を挙げている。

また、運用指針の留意事項では、リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表

者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できないこと、任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できないことの２点を定めている。

次に、請求人の主張に対する個別の案件について、順次、議会事務局の意見を述べる。

c 契約の実在性・経済合理性に関する疑義について

契約の実在性について、何をもって疑義があるとしているか記述がなく、請求人の意図は不明であるが、証拠書類として契約書や領収書があることから実在性については明らかである。

経済合理性について、請求人は自治法第２条第１４項を挙げ、一般的な車両リース契約との比較で経済合理性の疑義を主張しているが、自治法第２条第１４項の運用に当たっては、経費を切り詰める視点だけでなく、事業効果について検討、評価することも求められている。対象議員と自動車賃貸借契約を締結している事業者（以下「貸主」という。）は、日頃の点検だけでなく、対象議員が違和感を覚えた際に相談をすれば、すぐに点検などの対応をするほか、必要に応じ代車の手配も行うなど、きめ細かなサービスを提供している。このように身近な地元事業者と契約することで得られる高い利便性は、対象議員の円滑な政務活動につながっていることから、当該契約は経済合理性の観点からも妥当なものとする。

d 支出額の定額固定化による「実費原則」の逸脱について

請求人は、「私的契約における自由な価格設定とは異なり、その支出額は客観的合理性および実費弁償の原則に適合することが求められる」と主張するが、請求人の言う原則に従うべき規制は条例、規程、運用指針のほかは存在していない。様々な物価が上昇している昨今の経済情勢を踏まえれば、契約額を見直していないことは貸主の企業努力ともいうべきものでもあり、社会通念上妥当な範囲内の実費から逸脱しているとは言えない。

e 支出証拠の整合性について

車両の変更が実際に行われており、誤記ではない。契約期間中に変更した場合には、都度、契約書の修正も行っており、証拠書類として何ら不備はない。

f 資産形成につながる支出構造について

契約書第２条第２項中に、「リース期間満了後、甲は速やかに自動車

の引揚げを行う」ことが明記されており、現に返却を行っていることを対象議員に確認している。資産形成につながるとの指摘は当たらない。

g 按分率「80%固定」の妥当性について

請求人の主張のとおり按分率は活動実態に応じ設定されるべきものではあるが、自動車リース代に係る按分率の算定について、個々の政務活動に伴う走行距離など詳細な客観的な資料を得て、提出するためには、デジタル式運行記録計を設置するなどの対応が想定される。しかしながら、社会通念上、ここまでの対応が求められているとは考えていない。現在の運用指針においては、政務活動費を充当する際の基本的な原則として「政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。」と規定しており、対象議員が政務活動の実態に応じ、「政務活動の割合が8割のため」としていることは妥当と考える。

h 利害関係および支出の適正性に関する疑義について

貸主と対象議員の関係については、対象議員からの聞き取りによると、当該貸主が対象議員の事務所の貸主でもあり、時系列としては、対象議員が事務所を賃借したことを契機に車両も賃借することとなったものである。請求人のいう第三者間取引に求められる独立性・客観性が何を意味するのかは不明だが、貸主は、運用指針で支出先として慎重な対応が求められる親族等ではなく、疑義を挟む余地はないものとする。

また、請求人は、「車両を特定の関係者に帰属させる構造は、特定の有権者に経済的利益を与える結果となり得るもの」として問題を提起しているが、対象議員に確認したところ貸主も賃貸物件である自動車の所有権を有していないため、請求人の指摘は、事実と相違している。

(イ) 措置請求の内容について

対象議員の車両リース契約に係る政務活動費の支出については、会派から提出された証拠書類について書面審査を行い、条例、規程、運用指針の定めに合致していることを確認している。さらに、対象議員の聞き取り調査結果からも、これまで述べてきたとおり何ら違法、不当なものではなく、適正と判断している。このため、制度運用の見直しを含め講ずべき必要な措置はないものとする。

4 実地監査

議会事務局から本件の関係書類の提出などを受け、政務活動費交付の審査、支出の手続などの事務執行の確認と細部に渡る疑問点などについての調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

本県の政務活動費は、条例第3条、第4条、第6条により月額50万円に、議長に届出のあった会派の所属議員の数を乗じて得た額を、四半期ごとに各会派に交付している。また条例第7条により会派の代表者は、政務活動費を充当した経費について、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することを義務付けられている。

条例及び規程には、議長や知事に収支報告書等の悉皆審査を義務付ける規定はないが、議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例及び規程に定める手続に従っているか、運用指針に定める政務活動費を充当する際の基本的な原則、留意事項に合致しているかを書面で審査し、十分に確認できないものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。会派は、残余金が生じた場合は、条例第8条により返還しなければならない。

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により、次の事実を確認した。

- (1) 条例、規程及び運用指針には、議員活動に係る契約において、契約方法や相手方選択を制限する規定はない。当該契約に基づく経費に政務活動費を充当するかどうかは、議員、県議会各会派が条例、規程、運用指針を基準に判断するものである。
- (2) 条例、規程及び運用指針には議員の政務活動に係る契約に関して車両リース業務を事業目的として登記していない事業者との契約を制限する規定はない。
- (3) 対象議員と貸主との間で締結された自動車賃貸借契約書の第2条第2項で「リース期間満了後、甲(貸主)は速やかに自動車の引揚げを行う。」と規定されており、これまでも、契約満了時又は車体変更があった際に

は車両が返却されている。

- (4) 条例、規程及び運用指針には、自動車リース契約においてリース金額を制限する規定はない。
- (5) リース対象車両の所有権は、リース期間中及びリース契約満了後において、貸主にはない。
- (6) 対象議員と貸主の代表者とは親族関係にない。
- (7) 同一月内で、複数の車両リース契約による経費に政務活動費が充当された事実はない。

2 監査対象事項に対する判断

自治法第 242 条により、住民監査請求の対象は地方公共団体の長、委員会、委員、職員による違法・不当な財務会計行為又は怠る事実とされている。

よって、本件監査請求の対象は知事による自民党議員団への政務活動費の交付、又は必要が生じた場合における民法第 703 条の規定に基づく不当利得返還請求の不行使となる。

請求人は当該政務活動費の交付自体の違法性・不当性についての主張はなく、対象議員個人の契約のあり方（相手の選定、金額等）について主張している。

議員個人の契約に基づく支出は、住民監査請求の対象となる公金の支出ではなく、契約自由の原則が適用されるが、運用指針に反するなど裁量権の逸脱・濫用があれば、知事は不当利得返還請求を行使すべきであり、不行使が違法・不当となる余地がある。

よって、請求人が主張する各事項について、裁量権の逸脱・濫用がなかったかという観点から判断した。

- (1) 請求人は、当該リース契約対象車両の販売元である B 社の担当者が、貸主はリース等の取扱いをしていないと電子メールにより回答したことや、貸主の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の目的欄に車両リース業務が記載されていないことをもって、当契約の実在性や経済的合理性に重大な疑義があると主張する。しかしながら、政務活動費領収書等貼付用紙として添付された領収書や契約書の写しに特に重大な疑義をうかがわせる証拠はなく、請求人の主張するとおりであったとしても、当該契約の実在性や経済的合理性が毀損されるとまでは言えないため、請求人の主張には首肯できない。

(2) 請求人は、リース金額が固定されていることをもって、客観的合理性及び実費弁償の原則から逸脱していると主張する。しかしながら、当該車両リース契約は県の財務会計行為とは異なり議員個人の私的契約であり、運用指針において社会通念上妥当な範囲に限るとされているものの、原則として自由に価格設定されるものである。

新たなリース契約を締結するに当たり物価変動などを考慮しても同一価格を設定することが実費弁償を含む経済的合理性から逸脱しているとは言えないため、請求人の主張には理由がない。

(3) 請求人は、当該リース契約について「契約対象車両の特定に関して不整合が認められ」「契約書及び証拠資料の信頼性に重大な疑義がある。」と主張する。しかしながら、どの車両に政務活動費を充当するかは議員の判断であり、同一月内に複数の車両リースに充当した事実もないため、請求人の主張には理由がない。

(4) 請求人は、当該リース契約について、残価設定がなされていないことをもって、「リースの名を冠した公金による車両購入ローンの肩代わり、割賦販売に近い経済的実態を有」し、「実質的に資産取得に近い経済的効果を有する」と主張する。しかしながら、上述のとおり対象車両は契約満了後返却される旨契約書に記載されており、返却された事実が確認されているため、請求人の主張には理由がない。

(5) 請求人は、当該車両のリース契約について、政務活動費の按分率が長期間にわたり 80%である具体的根拠が明らかでない、また政務活動の内容等により毎月按分率も変動するのが自然であり、客観的資料に基づく合理的説明が必要であると主張する。しかしながら、運用指針では「議員の活動実態に応じて『会派が定めた割合』により按分して充当することができる」とされており、按分率は当該『会派が定めた割合』を逸脱しておらず、客観的資料に基づく合理的説明は義務とまでは言えないため、請求人の主張には理由がない。

(6) 請求人は、当該リース契約の貸主の所在地及び代表者住所、対象議員事務所所在地が同一地点にあることをもって、これら当事者間の取引に独立性・客観性が十分に確保されておらず、また多額の資産価値が残存する車両を特定の関係者に帰属させることは経済的利益を与える結果となり得ると主張する。しかしながら、対象議員が当該リース契約の貸主から事務所も賃借していたことは事実であるが、そのことをもって「取引に独立性・客観性が十分に確保されていない」とは言えない。またり

ース対象車両の所有権が貸主にないことが確認されているため、請求人の主張には理由がない。

以上

資料

埼玉県職員措置請求書

住民監査請求書

1 請求の要旨

(1) 請求の対象とする財務会計行為

埼玉県議会議員 美田宗亮氏(以下「対象議員」という)が、A社との間で締結した自動車賃貸借契約に基づき、令和元年7月から現在に至るまで継続的に支出・受給している政務活動費(交通費としての車両リース料等)の支出。

(2) 当該行為が違法・不当である理由

本件支出は、関係法令、条例および運用指針に照らし、政務活動費としての支出要件を満たしていない疑いが極めて強いものである。特に、地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果」に反し、適正な財務会計行為とは認め難い。

なお、本件の問題は契約の形式的成立の有無ではなく、当該契約に基づく支出が政務活動費として実質的に適合するかという点にある。以下、その理由を述べる。

① 契約の実在性・経済的合理性に関する疑義

本件契約の貸主であるA社について、スズキ車の販売元であるB社は、「A社様ではリース等の取扱いはされていない」旨を明言している(甲第1号証)。

また、A社の登記事項証明書においても、一般的な車両リース業務に関する事業目的の記載は確認できない(甲第2号証)。

もっとも、登記事項に当該業務の記載がないことのみをもって直ちに当該契約の適否が左右されるものではないが、本件においては、上記販売元の説明と併せて考慮すると、当該業務に関する実態および専門性の裏付けが十分に確認できない状況にある。

本件において問題とするのは業法上の適法性ではなく、当該契約が通常の世界取引として経済合理性を有するか否かである。リース業務を業として行わない事業者を貸主とし、一般的・経済的ルートを経ない契約である点に照

らすと、本件契約は一般的な車両リース契約と比較して、その実在性および経済的合理性について重大な疑義がある。

② 支出額の定額固定化による「実費原則」の逸脱

令和元年7月の旧契約（初代ハスラー：甲第3号証）と令和4年7月の新契約（後継ハスラー：甲第4号証）において、車両価格や市場価値が変動しているにもかかわらず、リース料はいずれも「月額 66,000 円」に固定されている。

このような事実は、実態に即したリース料の算定が全くなされておらず、A社への固定額支払そのものが目的化している疑いがある。政務活動費は公金であり、私的契約における自由な価格設定とは異なり、その支出額は客観的合理性および実費弁償の原則に適合することが求められる。このような定額固定の支出は、実際の経済的価値や利用実態を反映しているとは考え難く、制度趣旨と整合しない。

③ 支出証拠の整合性に関する問題

対象議員の提出資料（甲第3号証から甲第5号証）において、同一期間内に「ハスラー」と「ワゴンR」という異なる車両名が記載されるなど、契約対象車両の特定に関して不整合が認められる。支出の適正性を判断する前提として、対象となる財務会計行為の特定が明確である必要があるところ、本件では契約書および証拠資料の信頼性に重大な疑念がある。

これらが単なる誤記であるとしても、支出対象の特定に関わる重要事項であり、その累積は支出の信頼性に影響を及ぼすものである。

④ 資産形成につながる支出構造

本件契約には、一般的な車両リース契約で当然になされるべき「残価設定（契約終了時の車両価値を差し引く算出）」が一切存在しない。その結果、3年間のリース料総額（約 237 万円）は、当該車両の新車価格（約 104 万～174 万円：甲第6号証）を超過する、いわゆる「フルペイアウト」方式の支出構造となっている。これは、リースの名を冠した公金による車両購入ローンの肩代わり、割賦販売に近い経済的実態を有するものと考えられ、実質的に資産取得に近い経済的効果を有するものと考えられる。

なお、フルペイアウト型の契約形式それ自体の適否を問題とするものではないが、本件のように公金支出の結果として資産取得に近い経済的効果を生じさせる場合には問題がある。

このような支出は、資産形成につながるおそれがあり、資産形成的支出を否定した前掲のさいたま地裁平成 29 年判決の趣旨に照らしても、重大な疑義を生じさせる。

⑤ 按分率「80%固定」の妥当性

対象議員は、車両の変更や活動実態の変動にかかわらず、長期間にわたり政務活動費への計上割合を 80%(甲第 3 号証から甲第 5 号証)としているが、その具体的根拠は明らかでない。

前掲のさいたま地裁平成 29 年判決は、「客観的根拠に基づかない定率の按分」を厳しく否定し、実態を反映しない支出は認められない旨を判示している。

本来、月々の政務活動の内容や範囲、走行距離は、時期や情勢により変動するのが当然であり、それに応じて按分率も毎月算出・変動するのが自然である。対象議員が令和 5 年 4 月の選挙月においてのみ、按分率を「2/3」へと変更している事実は、活動実態に応じて按分率変動し得るものであることを自ら認識している疑いを強くさせるものである。

政務活動費は、実際の政務活動内容に応じて適切に按分されるべきものであり、客観的資料に基づく説明が十分に尽くされているとはいえない。

なお、内部規定の存在は個別支出の適法性を当然に担保するものではなく、具体的支出については客観的資料に基づく合理的説明が求められる。

⑥ 利害関係および支出の適正性に関する疑義

本件の貸主である A 社について、登記事項証明書(甲第 2 号証)を確認したところ、法人の本店所在地は(省略)であることが確認される。

さらに、同証明書上、同社代表者である C の住所についても、同一地点であることが確認される(甲第 2 号証)。

一方、対象議員の県政事務所所在地についても、同一地点(省略)であることが確認される(甲第 7 号証)。

すなわち、本件においては、法人所在地・代表者住所・議員事務所所在地の三者がすべて同一地点に所在するという客観的事実が存在する。

このような事情に照らすと、A 社と対象議員との間に、通常の第三者間取引に求められる独立性・客観性が十分に確保されているかについて、重大な疑義がある。

公金支出においては、取引の第三者性および経済合理性がより厳格に求め

られるところ、本件契約が通常の市場取引として適切な条件の下で締結されたものであるかについては、特に慎重な検証を要する。

また、本件対象車両（令和元年式ハスラーおよび令和４年式ハスラー）は市場価格データによれば、現在も高い資産価値を有している（甲第８号証、甲第９号証）。

フルペイアウト方式で支払を完了させながら、この多額の資産価値が残存する車両をそのまま特定の関係者に帰属させる構造は、特定の有権者に経済的利益を与える結果となり得るものであり、公職選挙法第１９９条の２（寄附の禁止）および同法第２２１条（買収）との関係においても慎重な検討を要する問題を含み得ると考えられる。

（３）監査の公正性確保に関する要請

本件監査にあたっては、県民の信頼確保の観点から、審査の公正性および中立性が強く求められる。

特に、代表監査委員である小笠原薫子氏および識見委員である梶田美佐子氏については、令和８年３月３日の棄却決定（監査第１００４-１号）後において、被監査対象者側の議員らと同席し撮影に応じている外観事実が存在する。この事実は、本来、中立な立場で監査を統括すべき議員監査委員の公式ブログ（甲第１０号証：２０２６年３月５日付投稿）において、当時の交流の様子として写真と共に公開されたものである。

棄却決定から結果通知の送付（３月９日）までのこの期間において、識見委員が除斥対象であった被監査対象者側の関係者とのような接触をしていることは、県民の視点から監査の公平性に疑念を生じさせる可能性がある。

このような事情に照らし、外観的公正性を確保する観点から、当該監査委員による審査関与の回避を含めた適切な対応が図られるよう要請する。

２ どのような措置を請求するのか

- １． 埼玉県知事に対し、対象議員が以下の各契約に基づき令和元年７月から現在まで継続的に受給した政務活動費について、適法性および相当性を再検証し、不適切と認められる部分については返還を求めるなど必要な措置を講ずるよう勧告すること。

ア 令和元年７月に締結された自動車賃貸借契約（初代ハスラーに係るもの）

イ 令和４年７月に締結された自動車賃貸借契約（後継ハスラーに係るもの）

るもの)

2. 前記各契約に関連する支出について、必要に応じて、支出先である A 社に対する返還請求の可否を含め、県の損害回復のための適切な対応を検討するよう勧告すること。
3. 今後、同様の支出が行われないよう、制度運用の見直しおよび再発防止策の検討を行うよう勧告すること。
4. 本件に関して、関係法令との関係において検討を要する事項が認められる場合には、関係機関への情報提供を含めた適切な対応について検討するよう求めること。

以上、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき請求する。

令和 8 年 4 月 27 日

埼玉県監査委員 殿

請求人 (省略)

住所 (省略)

補正書

令和 8 年 6 月 5 日

埼玉県監査委員 御中

請求人 (省略)

令和 8 年 4 月 27 日付けで提出した住民監査請求について、令和 8 年 5 月 22 日付け補正通知に基づき、下記のとおり補正いたします。

記

1 補正の要旨

令和 7 年度分の政務活動費に係る美田宗亮議員の車両リース関連支出について、公文書開示請求により入手した資料を追加提出します。

本補正は、令和 7 年度分について監査を継続していただくため、監査事務局から求められた資料提出に応じるものです。

ただし、本補正及び資料提出は、貴局が示す「同一の財務会計行為」に関する整理、同一請求人による再度の請求に関する整理、並びに令和 5 年度以前分及び令和 6 年度分を監査対象外とする整理に同意する趣旨ではありません。

2 追加提出資料

甲第 11 号証令和 7 年度政務活動費に係る美田宗亮議員の車両リース関連資料

同資料には、令和 7 年度分の交通費として計上された自動車リース料に関し、政務活動費領収書等貼付用紙、領収書、自動車賃貸借契約書等が含まれています。

3 令和 7 年度分の支出状況

追加提出資料によれば、令和 7 年度において、美田宗亮議員に係る自動車リース料として、少なくとも以下の支出が確認できます。

令和 7 年 4 月分

支出額 66,000 円、政務活動費充当額 52,800 円、按分率 8 / 10

令和 7 年 5 月分

支出額 66,000 円、政務活動費充当額 52,800 円、按分率 8 / 10

令和 7 年 6 月分

支出額 66,000 円、政務活動費充当額 52,800 円、按分率 8 / 10

令和 7 年 7 月・8 月・9 月分

支出額 198,000 円、政務活動費充当額 158,400 円、按分率 8 / 10

令和 7 年 10 月・11 月・12 月分

支出額 198,000 円、政務活動費充当額 158,400 円、按分率 8 / 10

令和 8 年 1 月・2 月・3 月分

支出額 198,000 円、政務活動費充当額 158,400 円、按分率 8 / 10

以上により、令和 7 年度分においても、本件車両リース契約に基づく支出及び政務活動費への計上が継続していたことが確認できます。

4 車両変更後も月額及び按分率が固定されていること

追加提出資料中の自動車賃貸借契約書には、令和 7 年 7 月に車両変更があった旨の記載が確認されます。

しかし、車両変更後も、月額リース料は 66,000 円、按分率は 8 / 10 で維持されています。

この点は、当初請求において指摘した、車両価格や市場価値の変動にかかわらずリース料が固定されていること、及び按分率が固定されていることに関する疑義を、令和 7 年度資料においても裏付ける事情であると考えます。

したがって、車両変更があったにもかかわらず、月額リース料及び按分率が同一に維持された合理的根拠について、監査において確認される必要があると考えます。

また、令和7年7月に車両変更があったのであれば、変更前車両の名義、返却・売却・下取り等の処理、残存価値又は精算金の有無及びその帰属、並びに変更後車両の名義及び登録関係についても、公金支出の相当性を判断する上で確認が必要であると考えます。

5 監査において確認を求める事項

本件について請求人が求めているのは、単に領収書、契約書その他の形式的書類の有無を確認することではありません。

政務活動費という公金支出として、当該車両リース料が実質的に適正な支出であるといえるか、すなわち、以下の各点について、客観的証拠に基づき実態確認されることを求めるものです。

第一に、取引相手であるA社との間で、第三者性及び独立性が確保されているか。

第二に、月額66,000円というリース料に経済的合理性があるか。

第三に、按分率8/10について、活動実態に即した客観的根拠があるか。

第四に、車両変更後も同一金額及び同一按分率が維持されていることに合理的説明があるか。

第五に、契約終了後の車両価値又は経済的利益の帰属が、公金支出として相当なものといえるか。

したがって、領収書や契約書が提出されていることのみをもって本件支出を適正と判断するのではなく、上記各点について、監査委員として具体的に確認されるよう求めます。

6 契約全体の確認の必要性

令和7年度分を監査対象とする場合であっても、本件支出は令和7年度の各支出だけを孤立して判断すべきものではなく、同一支払先、同一月額、同一按分率により継続している車両リース契約に基づく支出の一部として確認されるべきものと考えます。

したがって、令和7年度分の適否を判断するに当たっても、契約全体の経済合理性、第三者性及び独立性、実費性、支出実態について確認されるよう求めます。

以上

事實證明書

- 1 政務活動費領収書等貼付用紙（整理番号 0041）
- 2 政務活動費領収書等貼付用紙（整理番号 1043）
- 3 政務活動費領収書等貼付用紙（整理番号 1915）
- 4 政務活動費領収書等貼付用紙（整理番号 2794）
- 5 政務活動費領収書等貼付用紙（整理番号 5320）
- 6 政務活動費領収書等貼付用紙（整理番号 7692）